**間接強制申立書**

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇家庭裁判所　御中

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申立人代理人弁護士　〇〇〇〇

〒〇〇〇－〇〇〇〇　〇〇〇市〇区〇〇町〇丁目〇〇番地の〇

　債権者　　　〇　〇　〇　〇

〒〇〇〇－〇〇〇〇　〇〇〇市〇区〇〇〇〇丁目〇番〇〇号　〇〇〇〇〇〇〇ビル〇階　〇〇〇〇法律事務所（送達場所）

申立人代理人弁護士　　　〇　〇　〇　〇

　　　電　話　〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

　　　ＦＡＸ　〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

〒〇〇〇－〇〇〇〇　〇〇〇市〇区〇〇町〇丁目〇番地の〇

　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇　〇〇〇号

　　　　　　　　　　債務者　　　〇　〇　〇　〇

第１　申立ての趣旨

　１　債権者は，当事者間の〇〇〇家庭裁判所平成〇〇年（家イ）第〇〇〇〇〇号，同第〇〇〇〇〇号養育費調停申立事件において平成〇〇年〇月〇日に成立した執行力ある調停調書正本に基づき，債権者に対し，別紙面会交流要領記載の内容にて面会交流することを許されなければならない。

２　債務者が本決定の告知を受けた日以後，前項の義務を履行しないときは，債権者に対して，不履行１回につき金〇〇万円を支払え。

第２　申立ての理由

　１　債務者は，債権者に対し，下記事件の執行力ある債務名義の正本に基づき別紙面会交流要領のとおり，〇〇〇〇（平成〇〇年〇月〇日生，以下「長女」という。）と面会交流させる義務があるにもかかわらず，これを履行しない。

　２　面会交流は直接強制や代替執行になじまないため，債権者は，債務者の履行を促すために間接強制を申し立てるものである。

債権者は，〇〇〇家庭裁判所に対し平成〇〇年〇月〇日に履行の勧告の申立てをしたが，同月〇〇日，担当家庭裁判所調査官から，債務者に履行勧告に応ずる意思がないため，打ち切りとなった。

３　以上の次第で本申立てをする。

面 会 交 流 要 領

債務者は，債権者が長女と月１回程度，次のとおり面会をすることを認め，その具体的な日時，場所，方法等については，子の福祉に慎重に配慮して，当事者間で協議して定める。

⑴　実施日時は，原則として日曜日の午前１０時から午後５時までとする。

⑵　具体的な日時に関する協議は，債権者が，債務者に対し，面会交流実施日の前月１５日までに，複数の候補日を連絡して行うものとする。

⑶　連絡方法は，携帯電話のショートメールを利用する方法によるものとする。

⑷　引渡場所については，債務者宅前の広場とする。